

島根大学医学部附属病院放射線障害予防規則

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第52号]

(趣旨)

第1条 この規則は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、医療法（昭和23年法律第205号）及びその他関係法令に基づき、島根大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における放射線障害の防止及び公共の安全の確保等に関し、必要な事項を定める。

2 この規則は、法第21条第1項に規定する放射線障害予防規程である。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 放射性同位元素等 放射性同位元素（放射性医薬品も含む。）、放射線発生装置及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。
- 二 放射線施設 放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- 三 放射線施設の責任者 放射線部長をいう。
- 四 放射線業務従事者 法第2条第2項に規定する放射線同位元素及び同条第4項に規定する放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱い等業務」という。）に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者をいう。
- 五 放射線診療従事者 診療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、放射性医薬品の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るものをいう。
- 六 診療用エックス線装置 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第24条の2に規定するものをいう。
- 七 診療用高エネルギー放射線発生装置 省令第24条第1項第1号に規定するものをいう。
- 八 診療用放射線照射装置 省令第24条第1項第3号に規定するものをいう。
- 九 診療用放射線照射器具 省令第24条第1項第4号に規定するものをいう。
- 十 放射性同位元素装備診療機器 省令第24条第1項第7号に規定するものをいう。
- 十一 放射性医薬品 省令第24条第1項第8号に規定する診療用放射性同位元素

及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素をいう。

十二 一時立入者 見学及び施設・設備の保守等を行うために、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

十三 放射線発生装置等 診療用エックス線装置，診療用高エネルギー放射線発生装置，診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器をいう。

十四 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。

(管理組織等)

第3条 本院における放射線障害の防止に関する組織は、別表第1のとおりとする。

(病院長等の責務)

第4条 医学部附属病院長（以下「病院長」という。）は、本院の放射線障害の防止に関する業務を総括管理する。

2 放射線施設の責任者は、当該放射線施設を常に良好な状態に維持し、放射線障害を防止しなければならない。

3 病院長及び放射線施設の責任者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

(放射線障害防止委員会)

第5条 本院における放射性同位元素等の管理運営及び放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するため、島根大学医学部附属病院放射線障害防止委員会（以下「放射線障害防止委員会」という。）を置く。

2 放射線障害防止委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第6条 法第34条の規定に基づき放射線障害の防止について必要な指導監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置き、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 主任者の職務を補佐させるため、副放射線取扱主任者（以下「副主任者」という。）を置き、主任者となる資格を有する者のうちから病院長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 主任者又は副主任者を解任する場合は、病院長の解任理由に基づき、学長が解任する。

4 学長は、主任者が出張、病気その他の事故により、その職務を行うことができないときは、主任者の代理者（以下「代理者」という。）として副主任者にその職務を行わせるものとする。ただし、副主任者が、その職務を代行できない場合にあつては、主任者となる資格を有する者のうちから病院長の推薦に基づき、代理者を選任し、その職務を代行させるものとする。また、解任する場合は、病院長の解任理由に基づき、学長が解任する。

- 5 学長は、主任者が職務を行うことができない期間が30日以上にわたるときは、法第37条第3項の規定による代理者の選任の届出をしなければならない。また、当該期間が終了したときは、代理者の解任の届出をしなければならない。
- 6 学長は、主任者及び副主任者に、次の各号に掲げる期間ごとに法第36条の2に規定する定期講習を受けさせなければならない。
 - 一 主任者及び副主任者に任命された日から1年以内（ただし、任命される1年以内に定期講習を受けた者を除く。）
 - 二 前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内（主任者の職務等）

第7条 主任者は、次の各号に掲げる事項等法令に定められた業務を誠実に遂行し、放射線障害の防止に万全の措置を講じなければならない

- 一 放射線障害防止委員会及び放射線業務従事者並びに放射線診療従事者の登録に関すること。
- 二 放射性同位元素等の取扱いに係る指導監督に関すること。
- 三 管理区域への立入りに関すること。
- 四 放射線障害が発生するおそれのある施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定に関すること。
- 五 放射線障害が発生するおそれのある施設について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定に関すること。
- 六 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置の指導に関すること。
- 七 法第25条第1項及び第4項の規定による帳簿の整備及び保存に関すること。
- 八 事故時、災害時及び危険時の応急措置の指導に関すること。
- 九 その他放射線障害の防止に関すること。

2 主任者は、病院長及び放射線施設の責任者に放射線障害の防止に関し意見を述べることができる。

（放射線管理実務担当者）

第8条 放射線施設に、放射線障害の防止及び放射線管理の具体的な業務を行わせるため、放射線管理実務担当者（以下「実務担当者」という。）を置くことができる。

2 実務担当者は、放射線施設の責任者が関係者と協議の上、選任する。

（実務担当者の職務）

第9条 実務担当者は、主任者の指示を受けて、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 放射線測定器、防護用測定機器等の管理及び点検に関すること。
- 二 放射線業務従事者の登録及び教育訓練の記録に関すること。
- 三 測定及び記帳に関すること。

- 四 放射性廃棄物の処理に関すること。
- 五 定期点検及び災害時の点検に関すること。
- 六 その他施設等の管理運営に必要な実務に関すること。

(放射線施設の維持及び管理)

第10条 放射線施設の設備の維持及び管理は、医学部会計課（以下「会計課」という。）が担当する。

2 会計課は、主任者の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 電気設備の維持及び管理に関する業務
- 二 給排気設備、給排水設備の維持及び管理に関する業務
- 三 建築物の維持及び管理に関する業務

(定期点検等)

第11条 放射線施設の責任者は、実務担当者及び会計課に、放射線障害の防止のため、別表第2に定めるところにより、放射線施設及びこれに付随する設備の点検を行わせなければならない。

2 実務担当者及び会計課は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、主任者の指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

3 実務担当者及び会計課は、第1項の点検を終えたときは、次の各号に掲げる項目について記録するとともに、放射線施設の責任者及び主任者に報告するものとする。

- 一 実施年月日
- 二 点検結果
- 三 点検結果に伴う措置の内容
- 四 点検を行った者の氏名

(登録)

第12条 取扱い等業務に従事しようとする者は、病院長に、放射線業務従事者又は放射線診療従事者としての登録の申請をしなければならない。

2 病院長は、前項の申請があったときは、第24条に規定する教育訓練及び第25条に規定する健康診断を受けた結果、適切と認められた者を放射線業務従事者又は放射線診療従事者として、名簿に登録するものとする。

3 前項の登録は、年度内に限り有効とし、引き続き取扱い等業務に従事する必要がある者は、登録を更新しなければならない。

(管理区域の設定等)

第13条 放射線施設の責任者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。）第1条第1号の規定により定める管理区域の境界には、人がみだりに立ち入りできないよう扉、柵等を設け、かつ、必要な標識を付けるものとする。

2 放射線施設の責任者は、法施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号、第14条の11第10号の規定により放射線施設に必要な標識を付けるとともに、放射線障害の防止に関し必要な注意事項を掲示しなければならない。

(管理区域に立ち入る者の範囲)

第14条 前条に規定する管理区域に立ち入ることのできる者は、放射線業務従事者又は放射線診療従事者として登録された者とする。

2 放射線業務従事者又は放射線診療従事者として登録されていない者は、管理区域に立ち入ることはできない。ただし、主任者の許可を受けた一時立入者は、この限りではない。

(放射性同位元素等の取扱い)

第15条 放射性同位元素等を取扱う者(以下「取扱い者」という。)は、主任者の指示に従い、かつ、法令、放射線施設に掲示された注意事項及び第16条から第21条に掲げる事項を厳守し、人体の受ける放射線の量をできるだけ少なくするようにしなければならない。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第16条 取扱い者は、放射性医薬品を使用する場合は、使用施設に掲示された注意事項及び次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- 一 放射性医薬品の取扱いは、所定の場所において行うこと。
- 二 使用目的に応じて放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- 三 放射性廃棄物は、そのまま放置せず、直ちにドラム缶、ポリ瓶等適当な廃棄物容器に入れること。
- 四 汚染は、不可避のものと考え、汚染及び汚染のひろがり防止するため、次に掲げる事項を守ること。
 - イ 作業台には、ビニール・シート、広巾濾紙等適当な表面被覆を行うこと。
 - ロ 作業台等は、しばしば湿式清掃すること。
 - ハ 作業室(準備室、処置室)は、常に整理・整頓し、必要以上の測定器・器具類を持ち込まないこと。
 - ニ 作業室(準備室、処置室)に立ち入る場合は、専用のはきもの、作業衣及びゴム手袋等を使用すること。
 - ホ 使用中は、しばしば手、作業衣等の汚染の有無を検査し、汚染を発見したときは、直ちに除去、脱衣等の処置をとること。
 - ヘ 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
 - ト 放射性同位元素を空気中に飛散させないこと。やむを得ず飛散するおそれのある作業を行う場合には、グローブ・ボックス、フードその他の局所排気装

置、換気装置等を使用し、作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度が、空气中濃度限度以下となるようにすること。

チ 作業室（準備室、処置室）から器具等を持ち出すときは、汚染検査室において、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の10分の1以下であることを確認したのち持ち出すこと。

リ 作業室（準備室、処置室）から退出するときは、汚染検査室において、身体各部、衣服、はきもの等の汚染の有無を検査し、必要に応じて除染を行うこと。

五 鉛ブロック等しゃへい物の使用、ピンセット等を用いることにより放射性同位元素と人体との間に距離を設ける及び使用時間の短縮などにより被ばくによる線量をできる限り少なくすること。

六 ガンマ線放射体及び高エネルギーのベータ線放射体を使用する場合は、特に十分にしゃへいすること。

七 経験の少ない取扱いは、単独で作業しないこと。

八 見学者等作業に関係のない者の作業室（準備室、処置室）内への立入りは、できる限り制限すること。

九 管理区域に立ち入るときは、常時個人被ばく線量計等を着用し、被ばくによる線量を測定すること。

十 放射性医薬品を患者に使用したときは、所定の帳簿に記載すること。

（密封された放射性同位元素の使用）

第17条 取扱いは、診療用放射線照射器具（以下「照射器具」という。）及びそれ以外の密封放射線源を用いた器具を使用する場合は、使用施設に掲示された注意事項及び次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

一 放射性同位元素の密封が破壊されるおそれのない状態で使用すること。

二 経験の少ない取扱いは、単独で作業しないこと。

三 見学者等作業に関係のない者の作業室内への立入りは、できる限り制限すること。

四 管理区域に立ち入るときは、常時個人被ばく線量計等を着用し、被ばくによる線量を測定すること。

五 照射器具を使用する場所に必要以上とどまらないこと。

六 照射器具を装着した患者は、必ず放射線治療病室に收容すること。

七 前号の患者には所定の標識を付け、患者以外の者が不要な放射線を受けないように努めること。

八 照射器具を使用したときは、その都度使用時間等の記録を行うこと。

（放射線発生装置等の使用）

第18条 取扱いは、放射線発生装置等を使用する場合は、使用施設に掲示された

注意事項及び次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- 一 管理区域に立ち入るときは、常時個人被ばく線量計等を着用し、被ばくによる線量を測定すること。
- 二 照射するときには、照射室の出入り口に「照射中」の表示を行うこと。
- 三 定められた方向以外に照射しないこと。
- 四 照射室外壁における漏えい線量が、線量限度以上になる照射を行わないこと。
- 五 照射を行ったときは、その都度使用時間等の記録を行うこと。

(放射性同位元素の受入れ及び払出し)

第18条の2 主任者は、次の各号に掲げる放射性同位元素の受入れ及び払出しについて確認する。

- 一 購入した放射性同位元素の受入れ
- 二 他事業所からの放射性同位元素の譲受
- 三 他事業所への放射性同位元素の譲渡
- 四 不要となった密封放射性同位元素の払出し

2 主任者は、前項に定める事項について、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 年月日
- 二 種類
- 三 数量
- 四 従事者の氏名
- 五 相手方の氏名又は名称

(保管)

第19条 取扱いは、放射性同位元素を保管する場合は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- 一 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設以外において保管しないこと。
- 二 貯蔵施設の扉、ふた等外部に通じる部分には、錠その他閉鎖のための設備又は器具を設け、放射性同位元素の盗難の予防に関して実効ある措置を講じること。
- 三 密封されていない放射性同位元素は、その種類及び数量等に応じて、所定の密閉された貯蔵容器に入れ、受け皿及び吸収材等を用いて汚染の拡大を防止する措置を講じ、保管すること。
- 四 放射性同位元素は、1日の作業が終了したときには、必ず貯蔵施設に保管すること。
- 五 放射性同位元素を貯蔵施設から持ち出すときは、所定の用紙に年月日、使用者名、放射性同位元素の種類及び数量等を記入し、主任者に申し出て、その許可を得ること。

(運搬)

第20条 取扱いは、放射性同位元素等を運搬する場合は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- 一 所定の運搬用具を用いること。
- 二 運搬用具に入れる放射性同位元素は、容器に密封すること。
- 三 容器は、こぼれにくい構造をもち、かつ、浸透及び破損しにくい材料を用いたものとする。
- 四 運搬容器は、その表面において2ミリシーベルト毎時、その表面から1メートルの距離において100マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。
- 五 容器には、放射性同位元素の種類、数量を明示し、標識を付けること。
- 六 事業所外に放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けること。

(廃棄)

第21条 取扱いは、放射性同位元素等を廃棄する場合は、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- 一 放射性廃棄物の物理的、化学的性状に従いそれぞれ所定の廃棄基準にしたがって廃棄すること。
- 二 腐敗しやすい放射性廃棄物は、乾燥装置により乾燥させ、所定の廃棄物容器に収納し、保管廃棄設備に保管廃棄すること。
- 三 固体状の放射性廃棄物は、可燃物、難燃物及び不燃物等に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に収納し、保管廃棄設備に保管廃棄すること。
- 四 液体状の放射性廃棄物は、核種等で区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に収納し、保管廃棄設備に保管廃棄すること。ただし、主任者の指示に基づき、排水設備の排水口における放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水設備から廃棄することができる。
- 五 気体状の放射性廃棄物は、主任者の指示に従い、排気設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- 六 廃棄物容器は、廃棄核種の半減期と放射能毒性に応じて、それぞれ区分すること。
- 七 廃棄物容器は、放射性廃棄物の内容を明示し、標識を付けて所定の廃棄物保管室に置くこと。
- 八 廃棄する場合には、その都度放射性同位元素等の種類、数量、廃棄の年月日、方法、場所及び廃棄に従事する者の氏名を記帳すること。
- 九 密封された放射性同位元素を廃棄する場合は、廃棄業者等に引き渡すこと。
- 十 放射化物を廃棄する場合は、速やかに廃棄業者に引き渡すこと。

(場所の測定)

第22条 主任者は放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性

同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を評価し、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。ただし、放射線測定器を用いた測定が著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。

- 一 測定日時
 - 二 測定方法
 - 三 放射線測定器の種類及び型式及び性能
 - 四 測定箇所
 - 五 測定条件
 - 六 測定結果
 - 七 測定をした者の氏名
 - 八 測定結果に基づいて実施した措置の概要
- 2 放射線の量の測定は、（次項の測定を除く。）並びに作業室、廃棄作業室、汚染検査室及び管理区域の境界における汚染の状況の測定は、1月以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - 3 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置等を固定して取扱う場所については、放射線の量の測定を、6月以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - 4 排気設備の排気口に係る測定は排気運転中連続して行い、排水設備の排水口に係る測定は排水する都度行うものとする。
 - 5 密封されていない放射性同位元素を取扱う室では、その空気中の放射性物質の濃度を1月以内ごとに1回、定期的に、放射線測定器を用いて測定し、記録しなければならない。
 - 6 前項の測定を行う者は、第1種作業環境測定士（放射性物質）として登録されている者でなければならない。
 - 7 第1項から第5項までの記録は、主任者が5年間保管しなければならない。

（個人被ばく量の測定）

第23条 主任者は、管理区域に立ち入る者について、適切な放射線測定器を使用させ、次の各号に従い外部被ばくによる線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いた測定が著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。

- 一 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- 二 前号のほか体幹部を頭部及びけい部、胸部及び上腕部並びに腹部及び大たい部に分けたとき、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（女子にあつては腹部及び大たい部）以外の部分である場合は、当該部分についても測定すること。
- 三 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、

胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合は、前2号のほか当該部位について70マイクロメートル線量当量を測定すること。

四 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。

五 次の各項目について測定の結果を記録すること。

- イ 測定対象者の氏名
- ロ 測定をした者の氏名
- ハ 放射線測定器の種類及び型式
- ニ 測定方法
- ホ 測定部位及び測定結果

2 主任者は、放射性同位元素を摂取するおそれのある場所へ立ち入る者について、次の各号に従い内部被ばくによる線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いた測定が著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

一 測定は、3月（妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあっては1月）を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、一時立入者については、内部被ばくによる実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。

二 放射性同位元素等を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、その都度測定すること。

三 測定結果の記録は、前項第5号に掲げる各項目について行うこと。

3 主任者は、前2項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- 一 算定年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 算定した者の氏名
- 四 算定対象期間
- 五 実効線量
- 六 等価線量及び組織名

4 第1項及び第2項の測定結果並びに前項の算定については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする3月ごと、一の年度ごと並びに妊娠中の女子及び1月に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあっては毎月1日を初日とする1月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録しなければならない。

5 前項による実効線量の算定の結果、一の年度についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該年度以降は、当該年度を含む5年ごとに区分した期間の累積実効線量（一の年度ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間中毎年度集計し、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- 一 集計年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 集計した者の氏名
- 四 集計対象期間
- 五 累積実効線量

6 主任者は、第1項から第3項まで及び前項の記録を病院長及び放射線施設の責任者に報告するとともに、当該記録の写しを本人に交付するものとする。

7 第1項から第3項まで及び第5項の記録は、主任者が永久に保管しなければならない。

（教育訓練）

第24条 病院長は、新たに放射線業務従事者の登録を申請した者に対しては登録前に、別表第3の左欄に掲げる事項について、それぞれ同表の右欄に掲げる時間数以上、教育訓練を実施しなければならない。

2 病院長は、放射線業務従事者の登録を更新したものに対し、前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内に、別表第3の左欄に掲げる項目について、必要と認める時間、教育訓練を実施しなければならない。

3 主任者は、前2項に定める教育訓練を実施したときは、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 教育訓練を実施した日
- 二 教育訓練を受けた者の氏名
- 三 教育訓練の項目及び時間数

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる項目の全部又は一部に関し十分な知識を有すると主任者が認める者に対しては、当該項目又は事項についての教育訓練を省略することができる。この場合において、教育訓練を省略したときは、その理由を記録しなければならない。

- 一 他事業所又は講習会等での教育及び訓練の受講歴が確認できる場合
- 二 学部・大学院等の講義で、必要な教育を受けていることが確認できる場合
- 三 その他、十分な知識を有していると確認できる場合

5 主任者は、一時立入者に対し、あらかじめ、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により実施しなければならない。

6 第3項及び第4項の記録は、主任者が5年間保管しなければならない。

7 放射線診療従事者に対する研修については、別に定める。

(健康診断)

第25条 放射線施設の責任者は、新たに登録の申請をした者、放射線業務従事者及び放射線診療従事者を病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項の報告を受けた者に対し、次の各号に掲げるところにより健康診断を実施しなければならない。

一 健康診断の実施時期は、次に掲げるとおりとする。

イ 初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後については6月（本院職員以外の者にあつては1年）を超えない期間ごと

二 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、次に掲げる項目について行うものとする。

イ 被ばく経歴の評価

ロ 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

ハ 末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

ニ 眼の検査

ホ 皮膚の検査

3 前項の規定にかかわらず、前項第1号のロの健康診断における同項第2号ロからホまでに掲げる検査項目については、本学以外の者及び当該健康診断を行おうとする日の属する年度の前年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する年度の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者にあつては、医師が必要と認めるときに限りその全部又は一部を行うものとし、それ以外の者にあつては、医師が必要でないとき認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

4 病院長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することとなったとき、又は主任者が必要と認めたときは、主任者の指示に基づき、速やかに医師による診療、必要な保健指導等の措置を行うものとする。

一 放射性同位元素を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。

二 放射性同位元素によって表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、容易に除去することができないとき。

三 放射性同位元素によって皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

四 実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

5 病院長は、健康診断を実施したときは、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

一 実施年月日

- 二 対象者の氏名
- 三 健康診断を行った医師名
- 四 健康診断の結果
- 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

6 病院長は、健康診断の結果を、速やかに主任者に通知するとともに、当該記録の写しを本人に交付するものとする。

7 健康診断の結果の記録は、病院長が永久に保存しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第26条 放射線施設の責任者は、放射線業務従事者又は放射線診療従事者が放射線障害を受けたとき又は受けたおそれのあるときは、病院長に報告するものとする。

2 病院長は、前項の報告があったときは、医師及び主任者の意見に基づき、放射線障害防止委員会の議を経て、障害の程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うものとする。

3 病院長は、前項の結果を主任者に通知するものとする。

4 放射線施設の責任者は、放射線業務従事者又は放射線診療従事者以外の者が放射線障害を受けたとき又は受けたおそれのあるときは、病院長に報告するものとする。

5 病院長は、前項の報告があったときには、遅滞なくその者に対し医師による診療、必要な保健指導等の措置を行うものとする。

(記帳)

第27条 主任者は次の各号に掲げる事項を記載する帳簿を備え、確実に記帳しなければならない。

- 一 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- 二 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- 三 使用に係る放射性同位元素の種類及び数量
- 四 使用に係る診療用高エネルギー放射線発生装置の種類
- 五 放射性同位元素及び診療用高エネルギー放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- 六 放射性同位元素及び診療用高エネルギー放射線発生装置の使用に従事する者の氏名
- 七 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
- 八 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- 九 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- 十 事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若し

くは名称

- 十一 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
- 十二 放射性同位元素等の廃棄の年月日，方法及び場所
- 十三 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
- 十四 放射線施設及びこれに付随する設備の点検の実施年月日，結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名

2 前項の帳簿は，毎年3月31日又は事業所の廃止の日若しくは許可の取消しの日に閉鎖し，5年間本院において保管しなければならない。

(事故の防止及び事故発生時の措置)

第28条 放射線施設の責任者及び主任者は，放射線同位元素の盗難，所在不明等の不測の事故を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 放射線業務従事者又は放射線診療従事者は，放射性同位元素を慎重，かつ，確実に取扱い，放射性同位元素の盗難，所在不明等の不測の事故の防止に努めなければならない。

3 次の各号に掲げる事態を発見した者は，直ちに主任者に通報しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗取又は所在不明の事故が生じたとき
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備により廃棄した場合に，濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備により廃棄した場合に，濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし，次のいずれかに該当するときを除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が漏えいの拡大を防止するために設置された容器，設備等の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において，漏えいした場所に係る排気設備の機能が適切に維持されているとき。
 - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 六 放射線施設のしゃへいに係る線量限度を超え，又は超えるおそれがあるとき。
- 七 機器の故障等，通常想定している放射性同位元素等の取扱いとは異なる事象が発生したことによる計画外の被ばくにおいて，実効線量が放射線業務従事者又は放射線診療従事者以外の人にあつては5ミリシーベルト，放射線業務従事者又は放射線診療従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え，又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者又は放射線診療従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生したとき。

4 主任者は、前項の通報を受けたとき又は自ら当該事故を発見したときは、直ちに放射線施設の責任者に報告しなければならない。

5 放射線施設の責任者は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に病院長及び学長に報告し、学長を経由して原子力規制委員会に報告するとともに、必要に応じて所轄の警察署及び労働基準監督署長に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第29条 本院の所在する同一市町村で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風災害による家屋の全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合））が発生した場合、管理区域内において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素等に延焼の可能性がある火災が起こった場合は、別図第1に定める災害時の連絡通報体制に従い、主任者に通報しなければならない。

2 実務担当者及び会計課は、主任者の指示に基づき、別表第4に定める項目の点検を行い、その結果を主任者に報告しなければならない。

3 主任者は、前項の点検の結果を病院長及び放射線施設の責任者に報告しなければならない。

4 放射線施設の責任者は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じなければならない。

5 放射線施設の責任者は、前項に基づく措置について、病院長に報告しなければならない。

6 病院長は、第3項及び第5項の報告を受けたときは、学長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第30条 放射線業務従事者又は放射線診療従事者は、地震、火災その他の災害により、放射線障害が発生し、又は発生するおそれの事態を発見したときは、直ちに主任者に通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けたとき又は自ら当該事態を発見したときは、直ちに放射線施設の責任者に報告し、かつ、関係機関に報告するとともに、放射線業務従事者に指示し、放射線障害の発生又は拡大を防止するために、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一 放射線施設に火災が起り、又は放射線施設に延焼するおそれのあるときは、消火又は延焼の防止に努めること。

二 放射線障害の発生を防止するために必要があるときは、放射線施設の内部にい

る者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

三 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講じ、遅滞なく医師の診断又は処置を受けさせること。

四 放射性同位元素による汚染が生じたときは、速やかにその拡大の防止及び除去を行うこと。

五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の範囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけ、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六 その他放射線障害の発生又は拡大を防止するための措置をとること。

3 主任者は、前項各号に掲げる作業を行うときは、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等の方法により、当該作業に従事する者の被ばく線量をできる限り少なくしなければならない。

4 放射線施設の責任者は、第2項の規定により報告を受けたときは、直ちに災害等の内容及び応急に講じた措置の内容を確認し、病院長及び学長に報告するとともに、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 災害等の内容を、直ちに学長を経由して原子力規制委員会及び必要に応じて所轄の労働基準監督署長に報告するとともに、その他関係機関に届け出ること。

二 必要に応じ、放射線障害防止委員会に災害等の事後措置について諮問すること。
(情報提供)

第30条の2 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、病院長の責任のもと医学部総務課が行うものとする。

2 前項の情報提供の方法は、大学ホームページへの掲載により行うものとする。

3 問合せ窓口は、医学部総務課とする。

4 外部へ提供する情報の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 事故の発生日時及び発生した場所

二 汚染の状況等による事業所外への影響

三 事故の発生場所において取扱っている放射性同位元素等の性状及び数量

四 応急の措置の内容

五 放射線測定器による放射線の量の測定結果

六 事故の原因及び再発防止策

七 その他事故に関する情報

(取扱い、立入り等の制限)

第31条 主任者は、取扱い者が法令若しくはこの規則に違反したとき又は違反するおそれがあるときは、放射線施設の責任者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた放射線施設の責任者は、必要があると認めるときは、当該取

扱い者の放射性同位元素等の取扱いを制限し、又は中止させることができる。

- 3 主任者は、管理区域において、放射線障害の生じるおそれがあると認めるときは、必要な措置を講じるとともに、直ちに放射線施設の責任者に報告しなければならない。
- 4 前項の報告を受けた放射線施設の責任者は、必要があると認めるときは、立入禁止、閉鎖等の応急措置を講じるとともに、速やかに施設の改修等必要な措置を講じなければならない。

(定期報告)

第32条 放射線施設の責任者は、法施行規則第39条第2項に基づく放射線管理状況報告書を病院長に報告し、毎年6月30日までに学長を経由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

第32条の2 実務担当者は、法施行規則第39条第3項に基づく特定放射性同位元素に係る受入れ又は払出し、廃棄を行った場合、主任者を経由して病院長にその旨を報告しなければならない。

- 2 実務担当者は、前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更（当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む）した場合、主任者を経由して病院長に報告しなければならない。
- 3 病院長は第1項及び第2項に係る報告を受けたときは直ちに学長に報告し、学長は第1項及び第2項の行為が行われてから15日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 4 実務担当者は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、主任者を経由して病院長に報告しなければならない。
- 5 病院長は前項の報告を受けたときは直ちに学長に報告し、学長は毎年6月30日までに原子力規制委員会に報告しなければならない。

(業務の改善)

第32条の3 病院長は、放射線施設の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用・管理等に係わる安全性を向上させるため、放射線障害防止委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

- 2 放射線障害防止委員会は、放射線施設に対し、委員会委員又は委員会が指名する者による施設検査並びに書類審査を年1回以上行うものとする。
- 3 放射線障害防止委員会は、前項の結果を放射線施設の責任者に通知するとともに、病院長を通じて学長に報告しなければならない。
- 4 放射線施設の責任者は、前項に基づく通知に基づき、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、放射線障害防止委員会に実施した改善策を報告しなければならない。また、放射線施設の責任者が必要と判断したときは、改善を実施する

ための予算的措置を放射線障害防止委員会に要望するものとする。

(事務)

第33条 放射線障害の防止に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第34条 この規則に定めるもののほか放射線施設における放射線障害の防止に関し必要な事項は、放射線障害防止委員会の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に法人前の島根大学において主任者及び副主任者に任命されている者は、この規則により任命されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

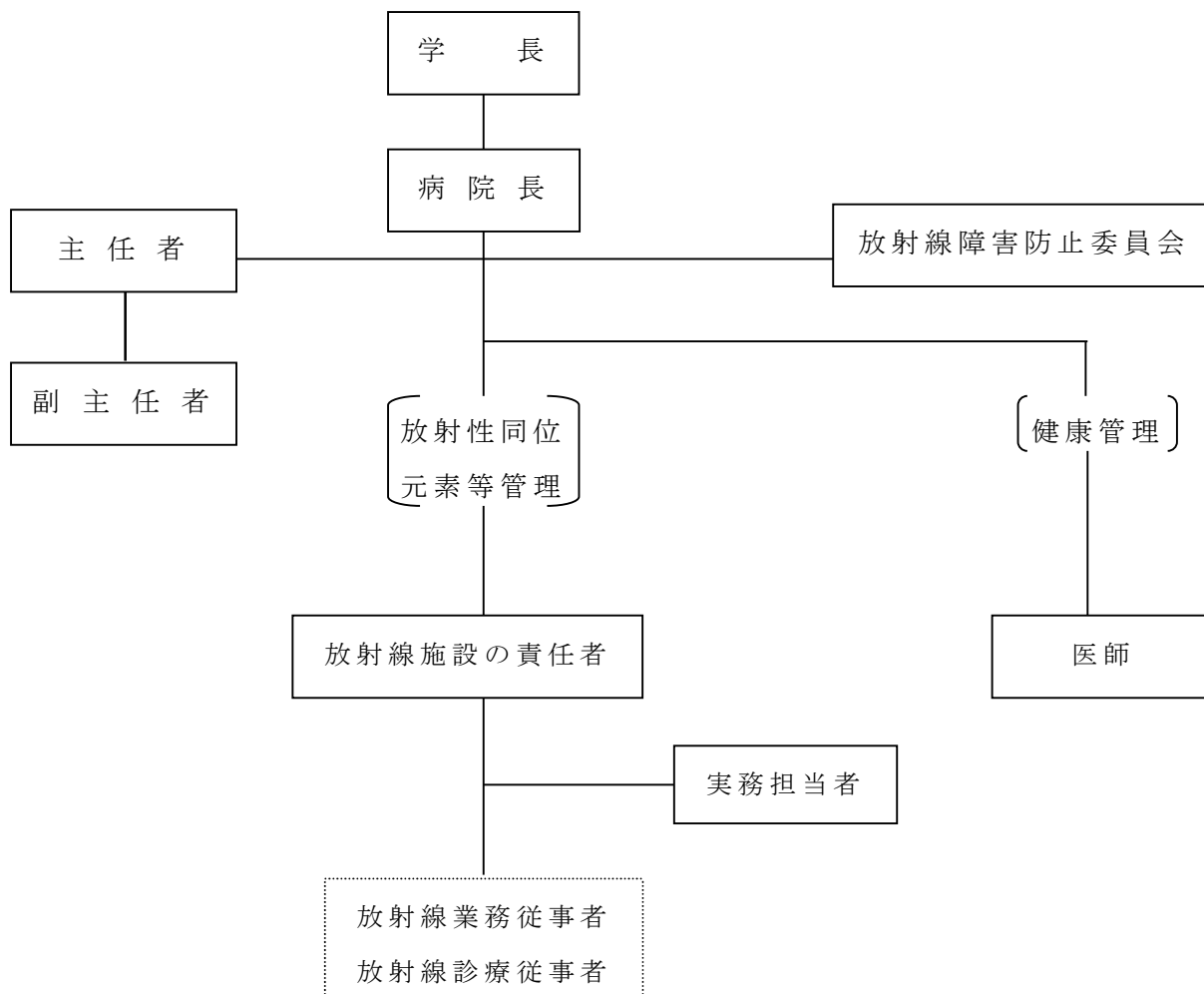
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019（令和元）年8月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

島根大学医学部附属病院放射線障害の防止に関する組織



別表第2（第11条関係）

放射線施設の定期点検項目

区 分		点 検 項 目	点検頻度	実施者	
共 通 事 項	施設の位置等	地崩れのおそれ	1年毎	会計課	
		浸水のおそれ	1年毎		
		周囲の状況	1年毎		
	主要構造部	構造，材料及び表面仕上げ状況	1年毎		
	しゃへい	構造及び材料	1年毎	実務担当者	
		しゃへい物の状況	6月毎		
		線量	1月毎		
	管理区域	区画及び閉鎖設備	6月毎		
		線量	1月毎		
		標識	6月毎		
注意事項		6月毎			
密 封 さ れ て い な い 放 射 性 同	作業室	室内の空気の流れ	6月毎		会計課
		フード等の個数及び連結状況	6月毎		
	廃棄作業室	標識	6月毎	実務担当者	
	汚染検査室	設置位置等	1年毎	実務担当者	
		洗浄設備	6月毎		
		更衣設備	1月毎		
		放射線測定器	6月毎		
		汚染除去器材	1月毎		
		排水設備との連結状況	6月毎	会計課	
	貯蔵室	設置位置等	1年毎	実務担当者	
		構造及び材料	1年毎		
		閉鎖設備	6月毎		
		貯蔵箱	放射性同位元素保管量		6月毎
			標識		6月毎
	排気設備	排風機	6月毎	会計課	
排気浄化装置		6月毎			
排気管，排気口		6月毎			
汚染空気の拡大防止装置		6月毎			
作業室等との連結状況		6月毎			

位 元 素 取 扱 施 設		標識	6月毎	実務担当者
	排水設備	排水管	6月毎	会計課
		排水浄化装置	6月毎	
		標識	6月毎	実務担当者
	保管廃棄設備	位置及び外部との区画等	1年毎	実務担当者
		閉鎖設備	6月毎	
		保管廃棄容器	6月毎	
		保管の状況	6月毎	
		標識	6月毎	
	密封された放射性 同位元素使用室 放射線発生装置 使用室	設置位置等	6月毎	実務担当者
		遠隔操作装置等	6月毎	
		自動表示装置	6月毎	
		インターロック	6月毎	
		安全装置	6月毎	
		標識	6月毎	
放射性同位元素 装備診療機器使用室	設置位置等	6月毎	実務担当者	
	閉鎖設備	6月毎		
	装置の状況	6月毎		
	自動表示装置	6月毎		
	標識	6月毎		

別表第3(第24条関係)

教育訓練の項目及び時間数

放射線発生装置を取扱う放射線業務従事者

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全な取扱い	4時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上
その他必要と認める事項	必要時間

密封された放射性同位元素のみを取扱う放射線業務従事者及び取扱い等業務以外で管理区域に立ち入る者(一時立入者を除く)

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全な取扱い	1時間以上
放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上
その他必要と認める事項	必要時間

別表第4（第29条関係）

災害時における放射線施設等の点検項目

区 分		点 検 項 目	実施者
共通事項	施設の位置等	地崩れのおそれ	会計課
		浸水のおそれ	
		周囲の状況	
	主要構造部	構造，材料及び表面仕上げ状況	実務担当者
	しゃへい	構造及び材料	
		しゃへい物の状況	
		線量	
	管理区域	区画及び閉鎖設備	
線量			
放射性同位元素による汚染			
密封されていない放射性同位元素取扱施設	作業室	フード等の状態及び排気設備との連結状況	会計課
	廃棄作業室	流し台の状態及び排水設備との連結状況	会計課
	汚染検査室	放射線測定器，汚染除去器材	実務担当者
		洗浄設備の状態及び排水設備との連結状況	会計課
	貯蔵室	貯蔵容器	実務担当者
	貯蔵箱	貯蔵の状況	
	排気設備	排風機	会計課
		排気浄化装置	
		排気管，排気口	
		汚染空気の拡大防止装置	
		作業室等との連結状況	
	排水設備	排水管，ポンプ，バルブ等	会計課
		排水浄化装置	
	保管廃棄設備	保管廃棄容器	実務担当者
保管の状況			
密封された放射性同位元素使用室	線源及び保管容器	実務担当者	
放射線発生装置使用室	遠隔操作装置等		
	安全装置等		
放射性同位元素	装置の状況	実務担当者	
装備機器使用室	線源及び保管容器		

注 地震時においては，震度5強以上を目安とすること。

別図第1（第29条関係）

災害時の連絡体制

